

UNFCCC SB-16 ハイライト

2002年6月6日

UNFCCC 補助機関第 16 回会合(SB-16)の代表者らは SBSTA 会合を午前と午後に行い、LULUCF のグッドプラクティスガイダンス及び CDM のもとでの活動、技術移転、政策措置、国際機関との協力について話しあった。コンタクト・グループが召集され、議定書 5 条（方法論上の問題）、7 条（情報の連絡）、8 条（情報のレビュー）、温室効果ガス目録、CDM における LULUCF、IPCC TAR について検討した。科学的機関との協力に関する非公式グループも会合を行った。

SBSTA

方法論上の問題：LULUCF のグッドプラクティスガイダンス：Thorgeirsson 議長は、LULUCF に関するグッドプラクティスガイダンスの作成及びその他の情報に関する議題を提議した。IPCC は、LULUCF に関するその作業プログラムについての報告をし、最近のタスクフォース会合と次年度の作業計画について言及した。

FAO は、IPCC、国際林業研究所(CIFOR)、国際林業研究機関連合(IUFRO)の共催で 1 月に行われた、様々な利害関係者が使用できるよう林業関連の定義の調整をはかる専門家会議の結論を報告した。FAO は、万人に受け入れられる定義の重要性、新しい定義を作る前に既存の定義を承認し採択する必要性、FAO の定義と議定書 3 条 3 項及び 3 条 4 項（LULUCF）との全般的な整合性、そして一部の定義が土地利用や森林の形態に合わないという事実という、ワークショップからの 4 つの重要なメッセージについて報告した。EU は、生物群系別の森林定義の使用を支持した。アメリカは別個の定義を設けることに対して警告を発し、様々な報告機関同士の調整を主張した。Thorgeirsson 議長は、関係締約国と協議の上、6 月 13 日までに結論草案を作成するとした。

CDM における LULUCF 活動：Thorgeirsson 議長は、非恒久性、追加性、リーケージ、不確実性、社会経済的及び環境的影響、COP-7 で合意された LULUCF の指針となる原則を検討し、CDM のもとでの植林・再植林活動を第一約束期間に含めるための定義と方法を、COP-9 での採択に供すべく作成するように COP-7 が SBSTA に求めたと語った。事務局は、委託事項草案、CDM のもとでの LULUCF に関する作業項目 (FCCC/SBSTA/2002/4)、国家からの意見提出 (FCCC/SBSTA/2002/MISC.1 and Add.1-2) が出された、4 月 7 - 9 日にイタリアのオルヴィエントで行われたワークショップについて強調した。

EU は、SB-16 は今後の作業について合意すべきであると強調し、定義について合意するよう代表者らを促した。EU はウガンダ、ノルウェイと共に、議定書 3 条 3 項及び 3 条 4 項について合意されたものをもとに定義を設けることを支持した。アメリカは、SBSTA の作業と CDM 理事会との一貫性が必要だと述べた。日本は、ホスト国の状況を検討することを強調した。ウガンダはノルウェイと共に、アグロフォレストリーを含めることを強調した。ブルキナファソとモロッ

コは、全ての国が参加について適格であるべきだと述べた。Karsten Sach(ドイツ)と Thelma Krug(ブラジル)の共同議長によるコンタクト・グループが召集された。

技術移転：Thorgeirsson 議長は、技術移転クリアリングハウスと情報ネットワークに関する提案及びその他の関連事項に関する締約国の直近の提出物に注目するよう呼びかけた(FCCC/SBSTA/2002/MISC.12)。議長はまた、SB-15 に要請されて 4 月に行われた技術的情報(FCCC/SBSTA/2002/INF.6)と技術の必要性評価に関する方法論(FCCC/SBSTA/2002/INF.4)に関する二つのワークショップについて言及した。

UNFCCC の技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の議長である Jukka Uosukainen (フィンランド)は、COP-7 による設立(決定 4/CP.7)以来の同グループの活動について代表者らに簡単な説明を行った。同議長は、事前会合が 4 月に行われ、その後 6 月 3 日に第 1 回の正式会合が行われたと述べた。話し合いは、作業プログラムと手順規則を中心に行われ、さらに詳しい話し合いが 6 月 8 日に予定されている。議長は、EGTT の作業をさらに進めるべく 3 つの分科会を結成すると述べ、締約国に対し技術情報クリアリングハウス(TT:CLEAR)を利用するよう促した。

EU は、利用者とそのニーズについての的を絞ることなど、クリアリングハウスに関するいくつかの基本的要素を再評価することを提案した。アメリカは、EGTT についてオープンで包括かつ透明性のあるプロセスを用いることを支持した。参加者は、SBSTA 用に結論草案を作成すべく非公式協議を行うことに合意した。

政策及び措置(P&Ms)：Thorgeirsson 議長は、SB-16 は P&Ms における「グッドプラクティス」と 2001 年 10 月にコペンハーゲンで行われた P&Ms ワークショップの報告書(FCCC/SBSTA/2001/INF.5)に関する作業を進めるべく、さらなる活動を行うことを検討すべきであるという COP-7 の決定を明らかにした。議長は、考えられる今後の活動についての締約国による最近の意見提出 これは 4 月に事務局がまとめたものである に注目と呼びかけた(FCCC/SBSTA/2002/MISC.7)。

複数の締約国が、適切な P&Ms を決める上で国ごとの状況が重要であるということを強調した。EU は議定書 2 条 1 項(b) (P&Ms に関する協力)の適切な実施を確保するための作業プログラムを要求した。AOSIS を代表して、サモアが、2002 年 10 月の第 3 回ワークショップ開催を含めた作業プランを求めた。カナダは、P&Ms に関して様々なオプションをまとめた、同国による最近のディスカッション・ペーパーへの注目を呼びかけた。アメリカは、適切な P&Ms を選ぶための評価技術に関して情報を共有することを支持した。G-77/中国を代表してサウジアラビアが、附属書 I 締約国の P&Ms による発展途上国への影響を最小化する必要性を強調したが、編集文書についての立場をこれから明確化しなくてはならないと述べた。

オーストラリアは、SBSTA がどこに「付加価値」をつけることができるか評価すべく、最近のワークショップで提供された情報をストックすることを支持した。本件をさらに検討すべく、コンタクト・グループが結成された。

国際機関：Thorgeirsson 議長は、地球気候観測システムの適宜性に関する中間報告 (FCCC/SBSTA/2002/MISC.10)、UNFCCC・CBD・UNCCDの合同リエゾン・グループの作業報告書 (FCCC/SBSTA/2002/3)、政府間機関との協力に関する締約国からの意見提出 (FCCC/SBSTA/2002/MISC.9 and Add.1)について言及した。

科学的機関との協力については、締約国は、地球気候観測システム(GCOS)事務局から観測システムの適宜性について簡単な報告を受けた。締約国は、COP-5で採択されたUNFCCCの10の気候モニタリング原則実施が重要であるということと、発展途上国における観測システムへの資金供与が必要であるということについて賛成した。カナダは、マレーシア及びオーストラリアと共に、組織的観測に加え気候変化に関する研究についても話し合うことを提言した。GCOSへのガイダンスに関してさらに話し合いを行うべく、非公式のコンタクト・グループが召集された。国連の機関との協力について、締約国はIUCN、UNEP、FAOから気候変化関連の活動について簡単な説明を受けた。その他の会議との協力については、締約国はCBDとUNCCDの代表から説明を受けた。

コンタクト・グループ及び非公式協議

5条7項及び8項：Luboyera 共同議長は、メカニズム使用の適格性回復に関する即席レビュー手順の話し合いを行った。代表者らは、締約国からの意見提出が盛り込まれたテキスト草案を、8条にもとづくガイドラインに含めることを検討した。一般的手順について、ニュージーランドは、締約国が追加的な情報を提供する必要があるということを示した文言を重視した。EUは、通常のレビュー・プロセスとの統合を強調したが、ニュージーランドは、適格性回復のためのレビューをレビュー・ガイドラインにおける特別な項目であると強調した。本件を解決すべく小規模のグループが召集された。代表者らは、適格性回復のためのレビューを行うよう任命された専門家レビュー・チーム(ERTs)について話し合い、同チームが新たな専門家ないし通常のレビューを執り行うのと同じ専門家によって構成されるということで合意した。代表者らがレビューの範囲について検討した後、事務局は議定書3条2項にもとづく実証可能なプロセスに関するワーキング・ペーパーを配布し、会合は終了した。

温室効果ガス目録：Audun Rosland (ノルウェイ) と Newton Paciornik (ブラジル) の共同議長による国別温室効果ガス目録に関するコンタクト・グループが、UNFCCCの年次目録に関する報告ガイドラインについて取り上げた、非附属書I締約国による国別報告作成のためのガイドラインに関する共同議長提出のワーキング・ペーパー案について検討すべく召集された。締約国は、共同議長のテキスト草案にあるEUとアメリカの提案について討議した。方法論関連のテキスト、重要排出源カテゴリーの決定、品質保証/品質管理、再計算など、数多くの案件について合意が達せられた。不確実性については、排出源・吸収源カテゴリーを「一つ一つ」報告することに関するテキストについて、意見が分かれた。スイスは、「重要」排出源を言い回しを、複数の

排出源と吸収源の検討に限定することを提案して、ニュージーランドから支持された。Rosland 共同議長は、EU、アメリカ、ニュージーランド、スイスでさらに協議を行い、金曜日にコンタクト・グループで報告を行うようにと述べた。共通報告フォーマットに関する作業グループも、金曜日に会合を行う。

LULUCF 及び CDM: CDM に LULUCF を含めるための定義と方法に関して、G-77/中国を代表してブラジルが、委託事項(TOR)草案と作業項目について詳細を詰めた4月のオリヴィエト・ワークショップの結果は、交渉のたたき台にすぎないと主張した。EU、カナダ、日本、ウルグアイ、コスタリカ、ニュージーランドは、オリヴィエト文書をそのまま使いたいとし、COP-9 までの作業スケジュールがタイトであることを強調した。中国は、ワークショップの参加者数は少なかったと言い、さらなる意見交換を求めた。ブラジルは、5・7・8条と CDM における LULUCF のあり方の関連性を強調した。

Krug 共同議長は、同ワークショップ報告書の添付書にある TOR についてコメントを行うよう参加者に呼びかけた。G-77/中国は、一部欠けている部分があると指摘し、LULUCF の指針原則、特に非恒久性に関するものを強調した。

ツバルは、同原則適用のための方法の開発を含めることを提案し、G-77/中国の支持を得、ニュージーランドとカナダから反対を受けた。インプットに関するセクションについては、G-77/中国が CDM における LULUCF 分のクレジット化に関する方法についてオプション・ペーパーをまとめることを提案した。カナダは、CDM プロジェクトは CER (認証排出削減量) を生み出すものであり RMU (除去単位) を生み出すものではないということを COP-7 が決定したと理解していると強調した。

プロセスに関するセクションでは、代表者らは、SBSTA-16 は定義に関する結論を準備するが採択はしないということで合意したが、多くの附属書 I 締約国が本会合中にこの作業をできるだけ先に進めておく必要があると強調した。方法については、マレーシアが、草案作成を進める前に問題を理解することが必要だと強調した。EU は、TOR は方法の検討を SB-17 で開始するように求めているだけだと語った。次回のワークショップについては、交渉ではなく意見交換に主眼を置くべきであると中国が述べた。マレーシアは、COP-9 での合意は保証できないと語った。散会にあたり、Krug 共同議長は、締約国の意見を考慮し、新しい TOR と作業項目を金曜日のために事務局が作成すると言った。

国際協力: 協議は Sue Barrell (オーストラリア) と David Lesolle (ボツワナ) の共同議長で行われた。気候観測システムに関するキャパシティ・ビルディングのニーズについての話し合いの後、地球気候観測システムの適宜性についての第二次報告書に関して GCOS 事務局にさらなるガイダンスを与える決定草案を作成すべく、共同議長は会合を終えた。さらなる非公式協議は金曜日に行われる。

IPCC TAR:David Warrilow(イギリス)共同議長は、同グループの目的はSBSTA 結論草案と COP-8 決定草案を作成することであり、IPCC TARがいかにSBSTA やその他の UNFCCC 機関の作業を助けることができるかに主眼を置くと言った。代表者らは、地域的な影響と適応、UNFCCC 第6条(教育・訓練・啓蒙) 研究、観測、科学的不確実性などの幅広い関心や支持がありそうであるということについて、SBSTA で前日に提起された案件から話し合いを始めた。オーストラリアは広範な関心と呼ぶ案件として緩和を強調したが、中国は適応を重視したいとした。ガンビアは、科学を政策に転化する作業について主張した。不確実性については、複数の締約国がこれは重要な問題であると断言したものの、科学的知見は向上し続けていると付け加えた。締約国は、「危険な影響を回避するための安定化」という問題に関して意見を表明した。コンタクト・グループは金曜日に討議を継続することになる。

会場の外では

SB-16 の二日目が終わりに近づくとつれ、一部の参加者は会合における政治的暗流に驚いているように見受けられた。多くの代表者が COP-7 以降もっと技術的な段階に話し合いが進むだろうと予想していた中で、意見の対立する問題が蒸し返されることに多くのオブザーバーが落胆を示していた。ある代表者は「信頼が欠如している」と語り、これは長年の波乱に満ちた険悪な話し合いの名残かもしれないと言った。しかし、過渡的状況、すなわち「マラケッシュ後の憂鬱」がこの会合で否応無く感じられることになるのでは、と感じている人たちもいる。